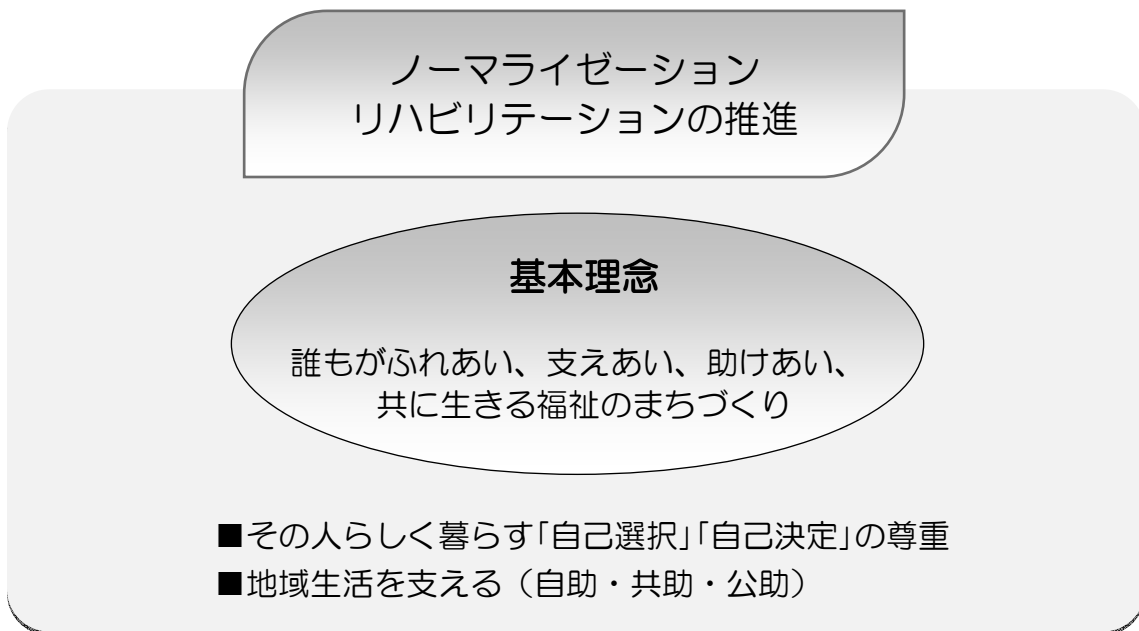


第3章 燕市障がい者基本計画

本計画において、基本理念を共有しながら障がい福祉施策の推進を図るため、次の3つの基本目標を設定するとともに障がい福祉サービスの基本的な考え方にに基づき、福祉サービスを推進します。



1 計画の基本目標

(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人等が地域で安心して暮らし続けるためには、必要とするサービスを適切に提供し、支援できる体制が求められます。

障がいのある人等には、それぞれに必要なとされる支援があります。福祉サービスの提供体制をはじめとし、その情報を得やすい仕組みを整備することで、障がいのある人等が必要な支援をスムーズに利用でき、健やかに暮らし続けられる環境とすることが大切です。また、障がいのある人等の意思決定を尊重するとともに権利擁護に努め、関係機関の支援の資質向上を図りながら、自立と社会参加の促進に努めます。

目標の実現に向け、生活支援体制の整備と障がい福祉サービス等の適切な確保を図り、様々な媒体を通して情報提供を行います。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

自立や社会参加を実現するために、障がいのある人もない人も共に理解し合う地域づくりが必要です。

そのために、一人ひとりのニーズに応じた療育支援や教育を行い、健やかな成長を支援することが求められます。障がいに対応する個別支援の他、障がいへの正しい理解を進めるための広報活動が必要です。

また、「働きたい」と思える魅力あるまちづくりをめざし、障がいのある人が能力を発揮するための支援を行うとともに、障壁をなくし障がいのある人を受け入れやすくする環境整備に努めます。

目標の実現に向け、保育・教育との連携を図り、障がい児等の支援体制を形成するとともに、福祉的就労支援の充実と企業等への働きかけを重点的に行う一般就労の促進も取り組んでいきます。

(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

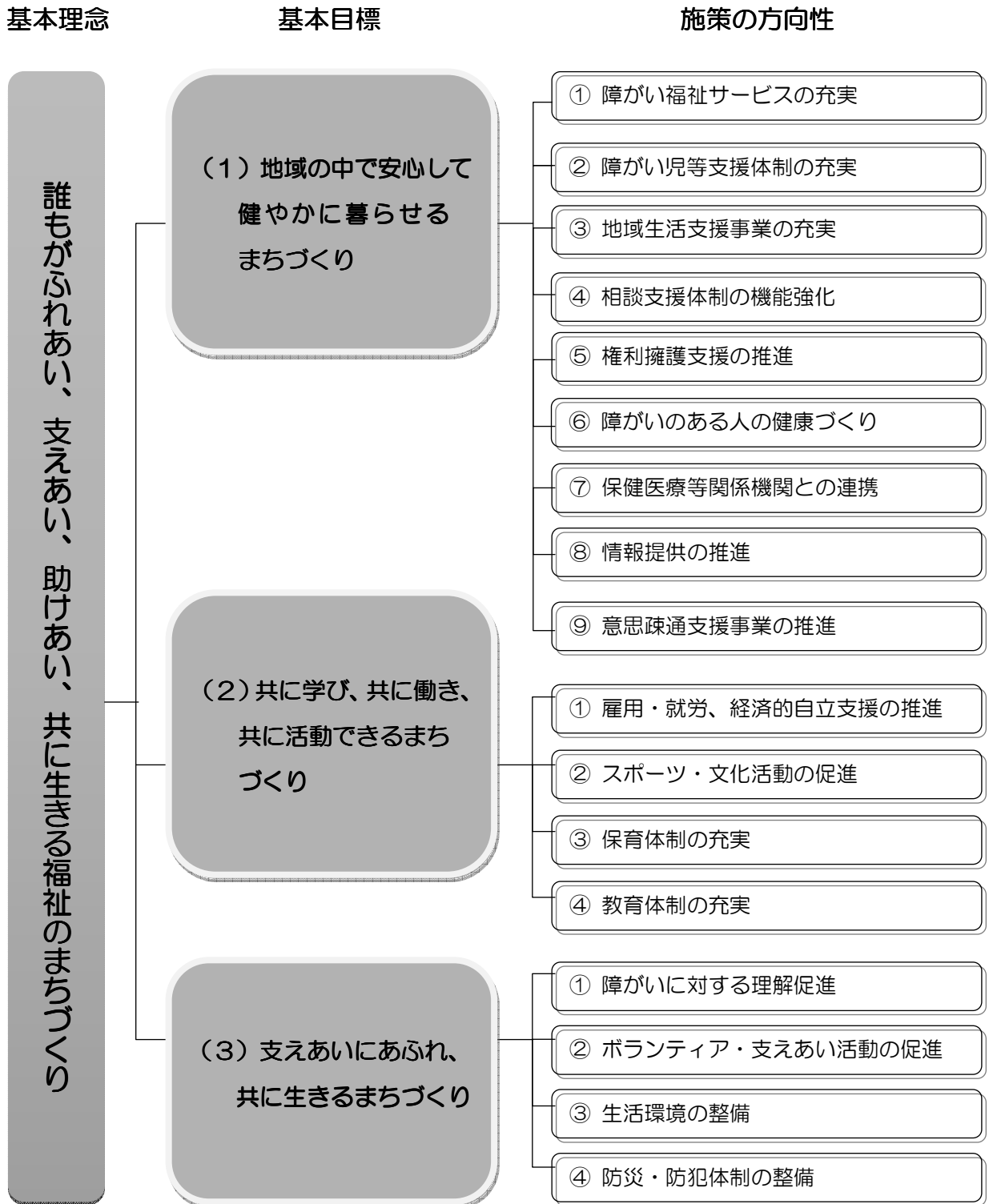
障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと暮らしていける社会をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人等が主体的に暮らしていける地域を作ることが求められています。

障がいのある人等の地域生活を支えていくためには福祉サービスなどの公的サービスの他、地域の人と人との支えあいや助けあいの力で様々な障壁を取り除き、安心して暮らせる地域にしていくことが大切です。

また、大規模災害時の避難所環境の整備を図り、災害があっても安全に避難ができる体制づくりに努めます。

目標の実現に向け、広報つばめ等をはじめとした様々な情報媒体を活用して障がいのある人等への理解の促進を図り、社会福祉協議会との協働で地域支えあい活動推進の取り組みを行うとともに、福祉避難所の開設がスムーズに行われ、適切に運営される仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

2 施策の体系



3 施策の方向性（基本施策）

（1）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

① 障がい福祉サービスの充実

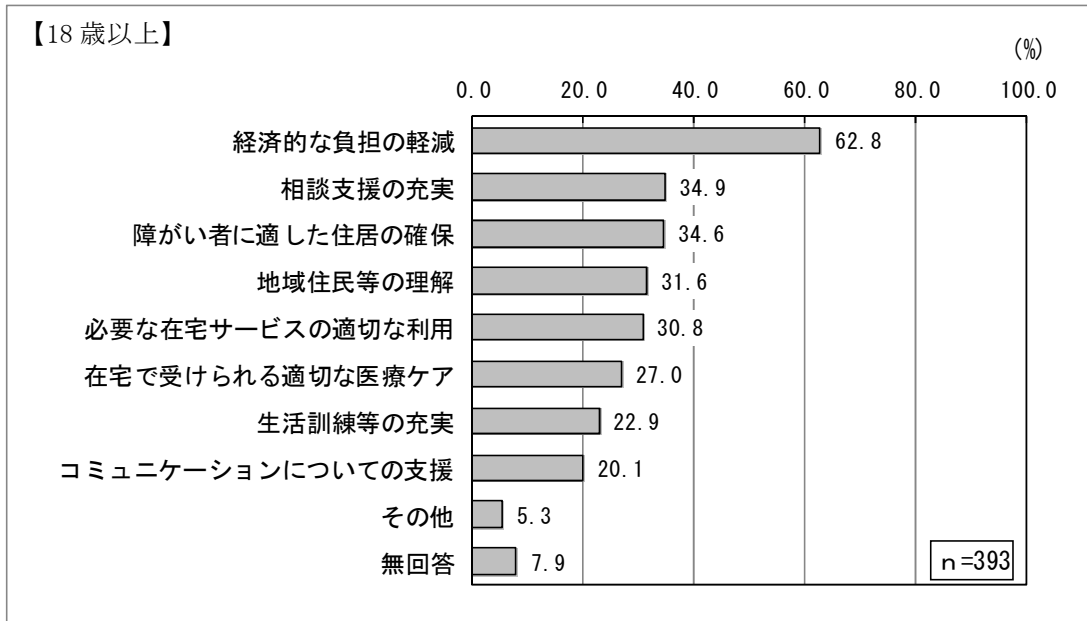
【方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、ライフステージのあらゆる段階において、多様なニーズに対応した福祉サービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

また、障がいのある人と関わりがある各関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の整備を図ります。

- 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
（〇はいくつでも）

「経済的な負担の軽減」が最も多く 62.8%、次いで「相談支援の充実」「障がい者に適した住居の確保」といったサービスの充実についても多い結果となっています。



【施策の展開】

- ◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら、障がい福祉サービスの充実に努めます。
 - 障がい福祉サービスの充実のため、適切なサービス量の確保とサービスの質の向上に努めます。
 - 基準該当事業所の推進に努めます。
 - 本人の能力発揮も含めた支援をめざします。

② 障がい児等支援体制の充実

【方向性】

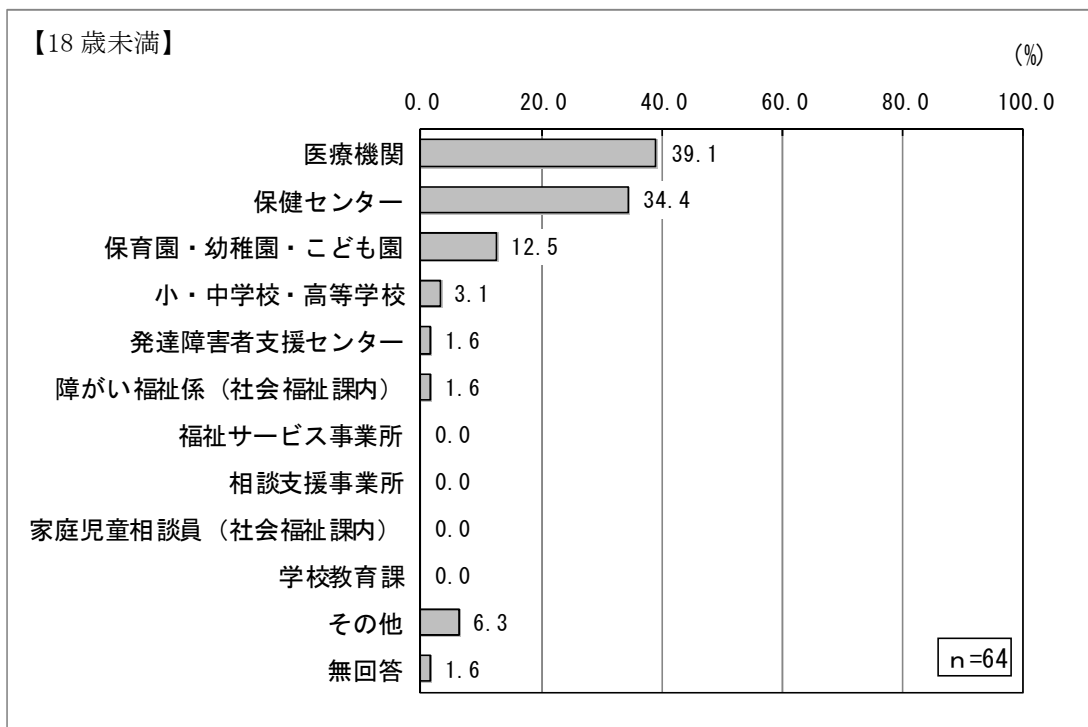
保健・医療・保育・教育・福祉等との連携を図り、各分野で行われている支援体制をつなぎ、途切れない支援体制の構築をめざします。

また、障がい児等の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、できる限り身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりを推進します。

➤ 【発達障がいと診断された方にお聞きします】

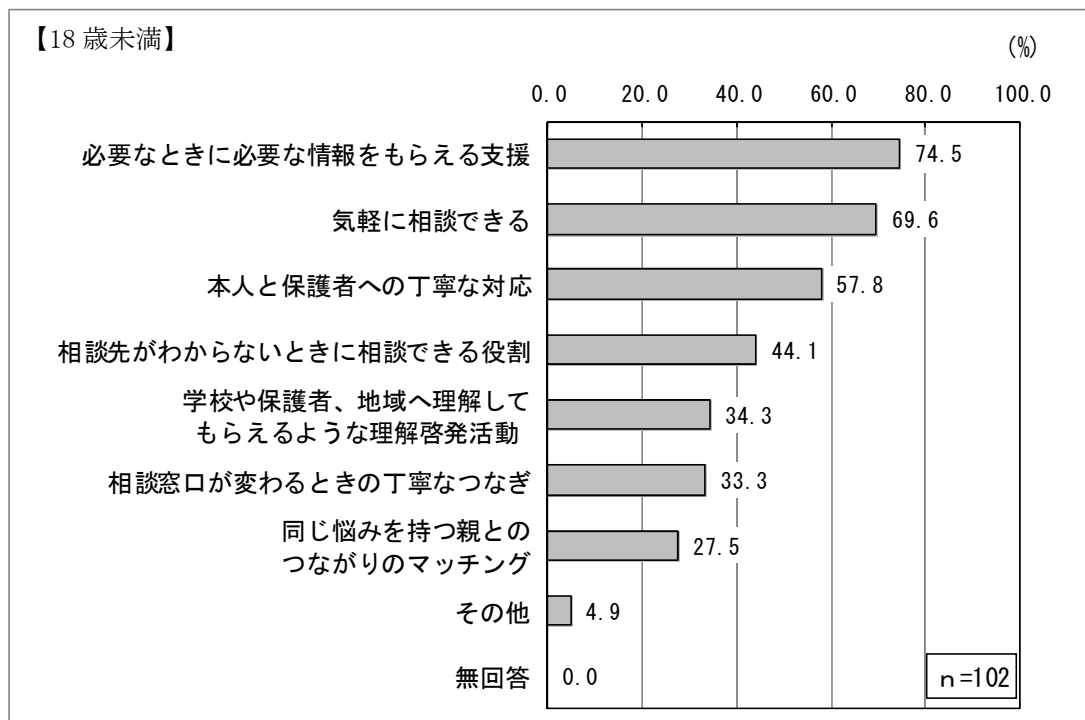
ご本人の発達のことで初めて相談したところはどこですか。(〇は1つ)

「医療機関」が最も高く 39.1%、次いで「保健センター」が 34.4%となっています。



➤ 障がいのことで相談先にどのようなことを期待しますか。(〇はいくつでも)

「必要なときに必要な情報をもらえる支援」が最も高く 74.5%、次いで「気軽に相談できる」が69.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら障がい児等支援体制の充実に努めます。

- 障がい児等の支援体制の構築に取り組みます。
- 各分野で行われている支援を「つなぐ」ための仕組みづくりを継続します。
- 保護者の不安や孤立を防ぐために保護者支援プログラムを実施します。
- 児童発達支援センターの在り方について検討を行います。
- 児童福祉法に基づくサービスの充実のため、適切なサービス量の確保とサービスの質の向上に努めます。

③ 地域生活支援事業の充実

【方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、暮らしていくことを支援するとともに、多様なニーズに対応したサービスの適切な確保を図るとともに、地域における生活基盤の整備に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

- 地域生活支援事業のサービスの提供については、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 日常生活用具の給付について、障がいのある人等の実情や生活状況を考慮し、対象品目の拡充や助成基準額の適正化に努めます。
- 意思疎通支援事業の充実に努め、障がいのある人の情報保障に努めます。
- 本人の能力発揮も含めた支援に努めます。

④ 相談支援体制の機能強化

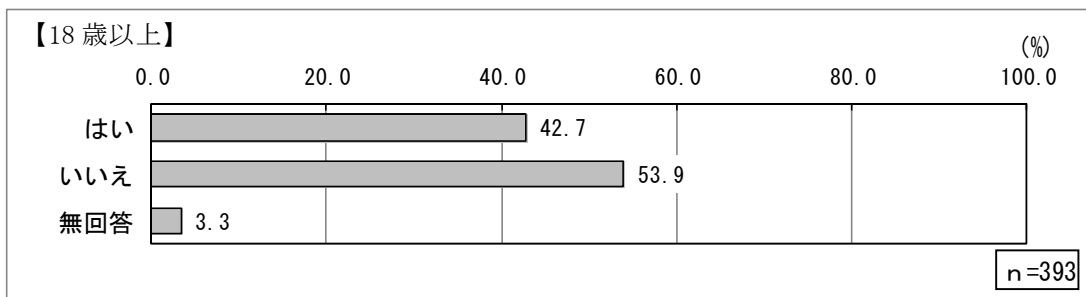
【方向性】

障がいの多様化や環境の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、本人や家族の意思を尊重し、必要な福祉サービス等の支援につなげる役割を果たします。また、障がいに係る相談窓口の充実に努め、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できるような体制の構築をめざします。

児から者、また、高齢への移行時に支援が途切れないような体制整備に向け、地域の相談窓口としての相談支援事業所の機能強化を図ります。

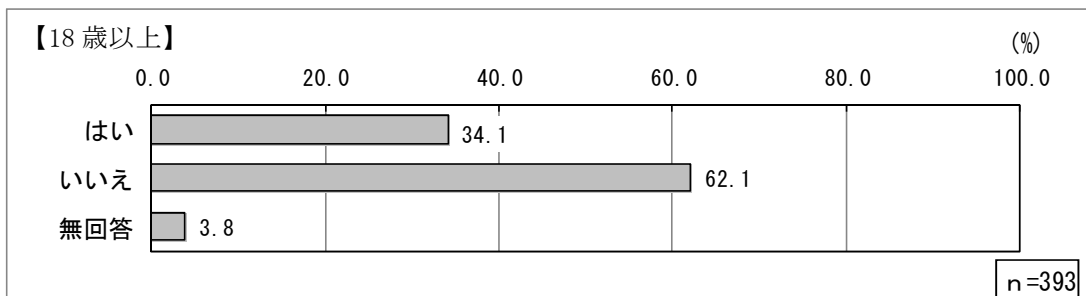
➤ 市内の障がいの相談支援事業所を知っていますか。(○は1つ)

「はい」が42.7%、「いいえ」が53.9%となっています。



➤ 市内の障がいの相談支援事業所を利用したことはありますか。(○は1つ)

「はい」が34.1%、「いいえ」が62.1%となっています。



【施策の展開】**◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら相談支援体制の機能強化に努めます。**

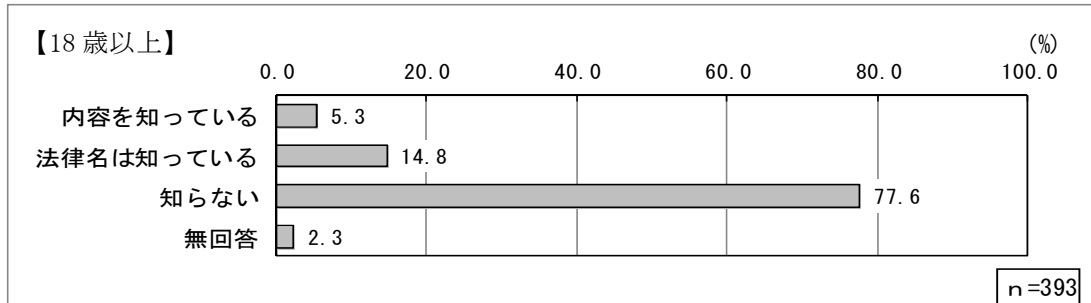
- 自立支援協議会にて、基幹相談支援センター事業に関する報告を行うことで、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。
- 相談支援事業所の周知を図ります。
- 相談支援事業所が抱える課題の解決に向けた支援を行います。
- 福祉サービス事業所、相談支援事業所等関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。
- 地域課題を発掘・集約し、解決に向けた取り組みを行います。
- 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の相談力と地域の支援力を向上させます。
- 児童分野、高齢分野など必要な関係機関との連携強化に努めます。

⑤ 権利擁護支援の推進**【方向性】**

障がいのある人の人権を尊重し、地域の中で自らが望む暮らしを続けていけるよう支援します。また、高齢化や障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を護るため、意思決定の支援、虐待の防止・対応、また、成年後見制度の周知を図ります。さらに、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の推進等に関する必要な支援を行います。

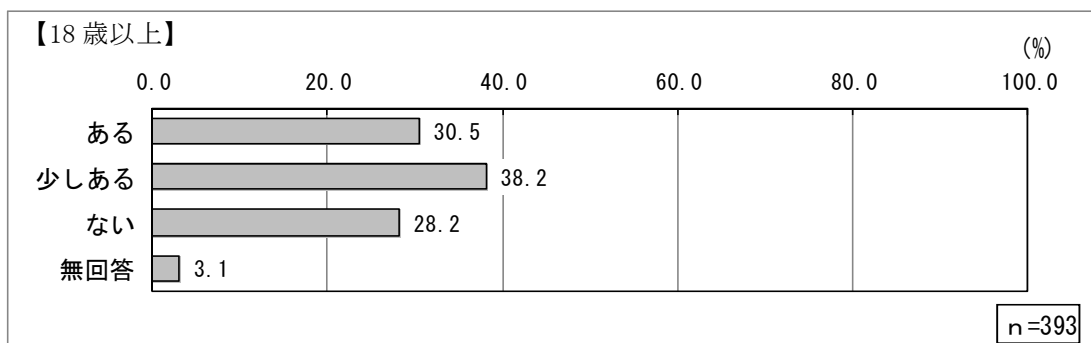
- あなたは、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されたことを知っていますか。(〇は 1 つ)

「内容を知っている」が 5.3%、「法律名を知っている」が 14.8%、「知らない」は 77.6%となっています。



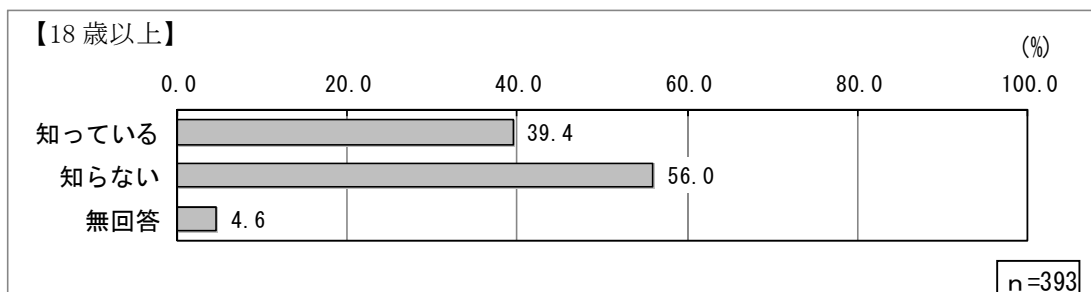
- あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(〇は 1 つ)

「ある」が 30.5%、「少しある」が 38.2%、「ない」が 28.2%となっています。



- あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。(〇は 1 つ)

「知っている」が 39.4%、「知らない」が 56.0%となっています。



【施策の展開】**◆ 社会福祉協議会（権利擁護支援事業委託先）が基幹相談支援センターとの連携に基づき展開します。**

- 障がいのある人等が、自らが希望する生活を送れるよう、意思決定の支援に配慮し、必要かつ適切な情報の提供や相談、手続きの支援に努めます。
- 成年後見制度、社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業など各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための適切な支援や助成を行います。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、速やかな支援に結びつける体制を強化するとともに、養護者に対しても必要な支援を講じます。
- 地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動を支援する体制の整備に努めます。
- 障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供促進に向けた広報・普及活動や相談窓口の周知に努めます。
- 権利擁護の推進を図るため、家庭裁判所をはじめとした地域の関係機関と連携して、地域連携ネットワークの構築やその中核的な役割を担う機関の設置について検討を行います。

⑥ 障がいのある人の健康づくり**【方向性】**

若年期から健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病に起因する障がいの発生の予防に努めます。また、障がいがあっても健康的に暮らせるよう、健康づくり教室等各種事業に参加しやすい環境整備と情報提供に努めます。

【施策の展開】**◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が福祉サービス事業所等と連携し、必要な情報を提供します。**

- 生活習慣病を予防するため、日常生活の中で実践できる健康づくりについて周知します。
- 事業所等と連携を図りながら、必要な人に関係部署と情報共有のもと、医療・保健の紹介を行うなど、疾病の予防に努めます。
- 自立支援医療の助成及び重度心身障害者医療の助成を行うことで治療等による経済的負担を軽減します。

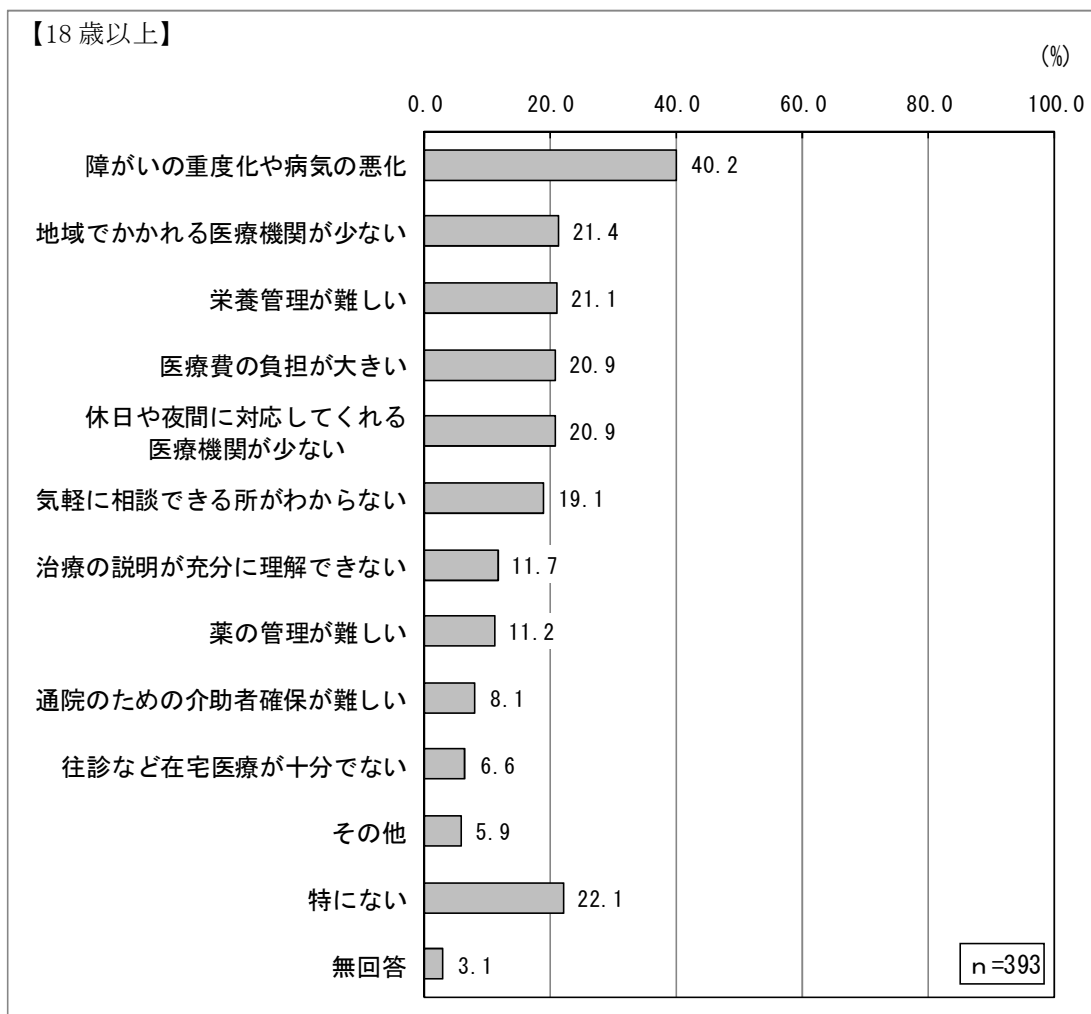
⑦ 保健医療等関係機関との連携

【方向性】

障がいのある人の社会参加を促進し、心身ともに健康を維持していくため、保健・医療と連携し健やかに生き生きとした日常生活を過ごせる支援を行います。

- あなたは、ご自身の健康や医療のことで、困っていることや不安に感じていることはありますか。(〇はいくつでも)

「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高く 40.2%、次いで「地域でかけられる医療機関が少ない」が21.4%となっています。



【施策の展開】

◆ **社会福祉課（障がい福祉係）が保健医療等関係機関と連携して行います。**

- 相談支援事業所、サービス提供事業所を中心に健康面についても気づき、支援できる体制を整えます。
- 保健・医療と情報共有を行い、地域で健康な生活を送り続けられるよう支援します。
- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実などこころの健康づくりを推進します。
- 保健所、医療機関、家族会との連携を強め、障がいのある人のニーズの把握に努め、必要な支援の提供に努めます。

⑧ 情報提供の推進

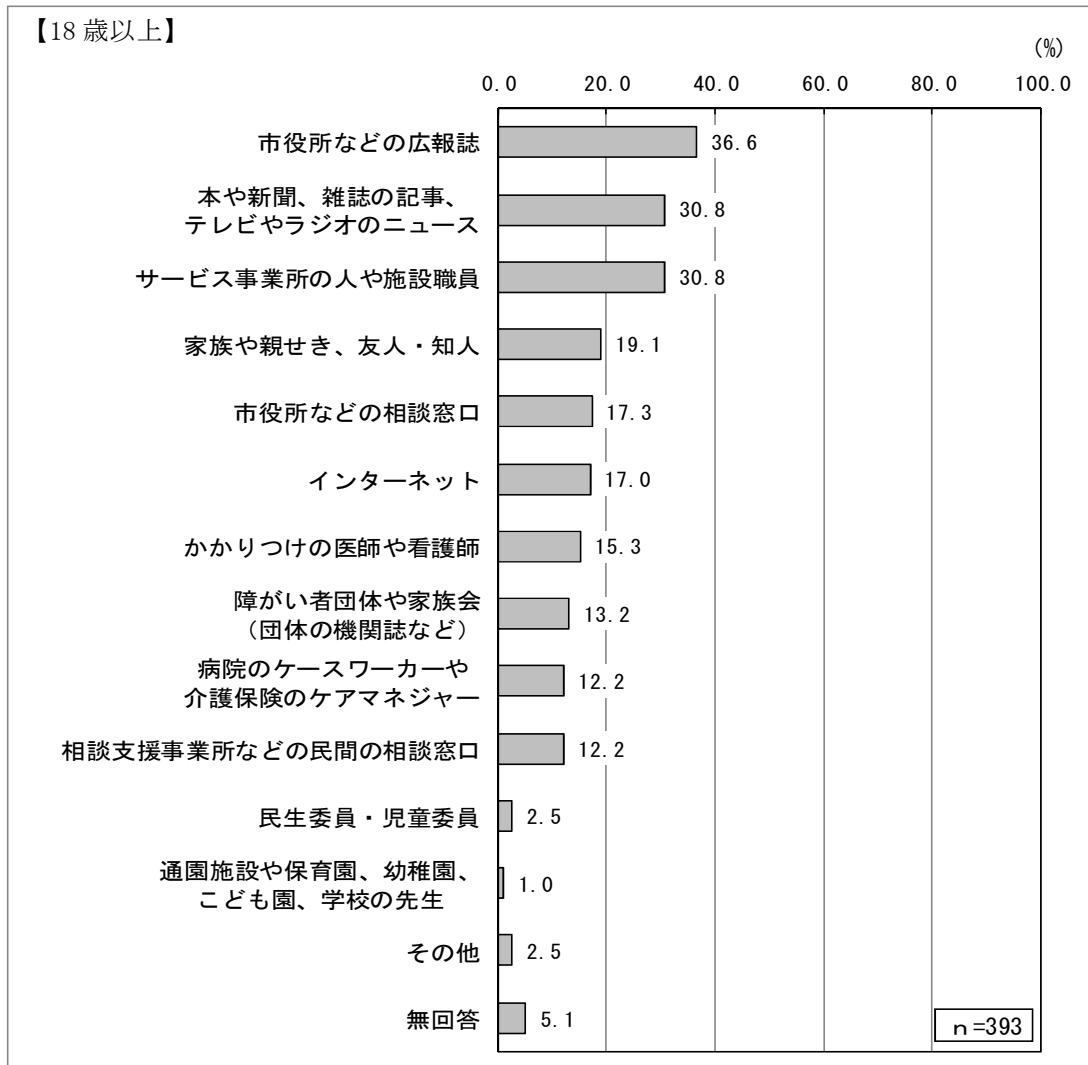
【方向性】

障がいのある人等が適切に情報を得られるよう、障がいの特性に配慮した様々な方法で情報提供を行うとともに、内容の充実に努めます。

また、福祉サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報誌、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めます。

➤ 福祉に関する情報はどこから得ますか。(〇はいくつでも)

「市役所などの広報誌」が最も多く 36.6%、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「サービス事業所の人や施設職員」が 30.8%となっています。



【施策の展開】

◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が情報提供の推進に努めます。

- 広報誌やホームページを使い、現状に即した情報提供を行います。
- 情報*アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのあ
る人等に対し必要な支援を行います。
- 障がい者福祉のしおり、広報誌、ホームページを活用し制度の周知を図り
ます。

*アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

⑨ 意思疎通支援事業の推進

【方向性】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者等意思疎通が困難な障がいのある人等に対し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣や日常生活用具の適切な給付などを行うことで、円滑な意思疎通を図り、障がい特性に応じた支援の充実に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で現状把握を行い、支援の充実に努めます。

- 手話奉仕員の継続的養成と手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。
- 市主催の行事等で手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、障がいのある人の参加促進に努めます。
- 広報誌の音訳化や情報・意思疎通支援用具の給付など、情報保障の確保に努めます。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

① 雇用・就労、経済的自立支援の推進

【方向性】

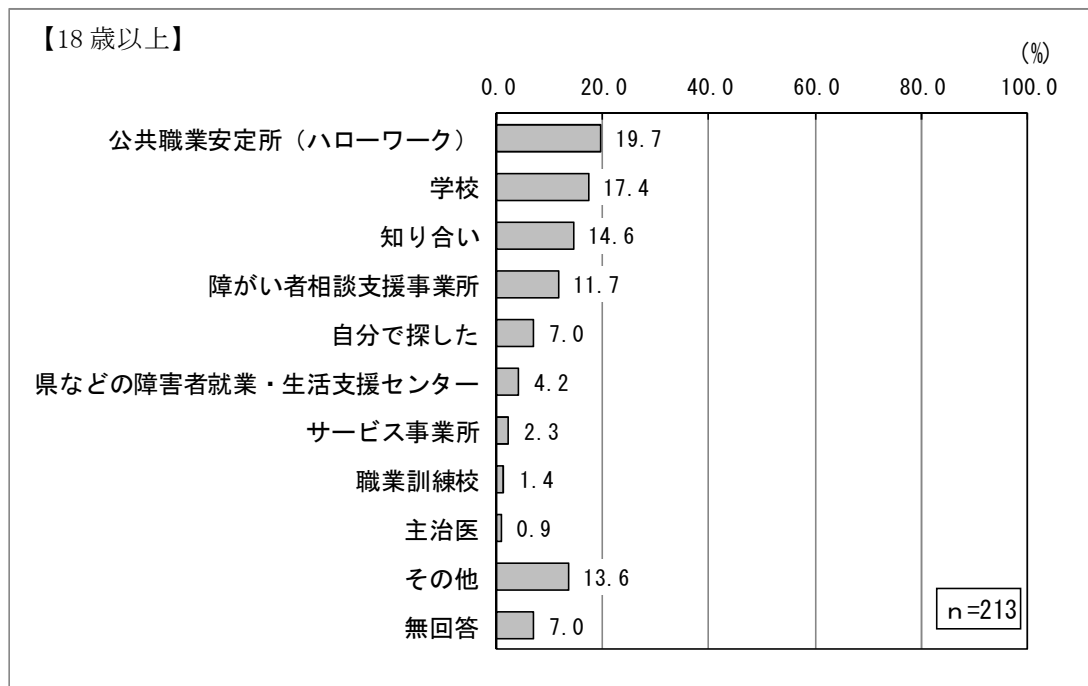
障がいのある人の日中の活動場所の確保と社会参加のきっかけづくり、また、働くことに自信を持てるよう福祉的就労の充実に引き続き取り組むとともに、就労支援事業所における就労移行・就労定着に向けた支援の質を高めていくことをめざします。

また、障がい者が一般就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、一般就労の推進に向けた企業等への働きかけと障がいへの理解普及等を推進します。

➤ 【「働いている」と答えた方にお聞きします】

あなたは、現在の仕事をどこに相談して見つけましたか。(〇は1つ)

「公共職業安定者（ハローワーク）」が最も高く 19.7%、次いで「学校」が 17.4% となっています。



【施策の展開】**◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら推進に努めます。**

- 障がい特性にあった訓練内容の提供や工賃向上、就労移行・就労定着に向けた支援、就労先への移動など様々な課題に優先順位をつけた検討を行います。
- 就労*アセスメント体制の運用と促進を図ります。
- 障がい者就労施設等への物品等の調達や事業委託等の発注に努めます。
- 関係機関と連携し、就職準備から職場の定着まで一貫した支援体制づくりに努めます。
- 企業や事業主、農業関係者等に対してハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
- 企業や事業主、農業関係者等への障がい者理解の働きかけを行います。

② スポーツ・文化活動の促進**【方向性】**

スポーツ・レクリエーション等文化活動に参加することは障がいのある人等の生活の質の向上につながります。そのため、障がいのある人等も楽しめるスポーツや文化活動の指導員の養成や組織づくりなど、啓発・環境整備を進めるとともに、情報提供や参加機会の提供に努めます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に活動することを通じてお互いの理解を深められるよう、交流教育等を推進します。

【施策の展開】**◆ 社会福祉課（障がい福祉係）が各関係課・関係機関と連携し展開します。**

- 各種情報の収集を行い、事業所等と連携して活動場所の確保に努めます。
- 県内障がい者スポーツ大会や文化祭等の文化活動に関する情報収集に努め、障がいのある人への情報提供に努めます。
- 日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。

*アセスメント体制とは

利用者の状態を把握・理解し、希望する支援が妥当かどうか考え、評価する体制のことです。

③ 保育体制の充実

【方向性】

乳幼児期の早期発見・早期対応を促進するため、各関係部署で実施している健診や育児に関する相談などがさらに協働していけるような連携体制に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会が協議・連携しながら体制の充実を図れるよう努めます。

- 関係分野が連携して発達が気になる子への支援に取り組みます。
- 乳幼児期から教育へのつながりが途切れないよう体制整備を推進します。
- 子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、障がい児も含む子育てサービスの充実と環境整備に努めます。
- 子育てつばめメール等子育てサービス情報の提供に努めます。

④ 教育体制の充実

【方向性】

障がい児等とその保護者の意見や教育的ニーズを把握し、必要な支援を充実するとともに、乳幼児から学校卒業まで途切れのない支援体制の一層の充実に努めます。

【施策の展開】

◆ 自立支援協議会が協議・連携しながら体制の充実を図れるよう努めます。

- 保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関が連携して発達が気になる子どもに対しライフステージに応じた「将来の見える支援」の提供体制に取り組みます。
- 特別支援教育の充実に努め、学習と社会参加に向けた支援に結びつくよう働きかけます。

(3) 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

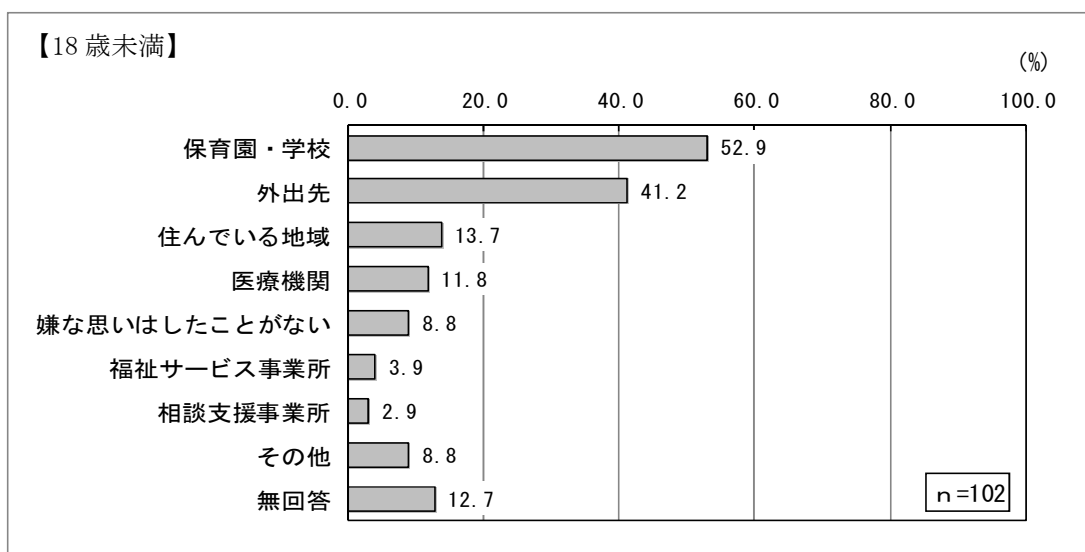
① 障がいに対する理解促進

【方向性】

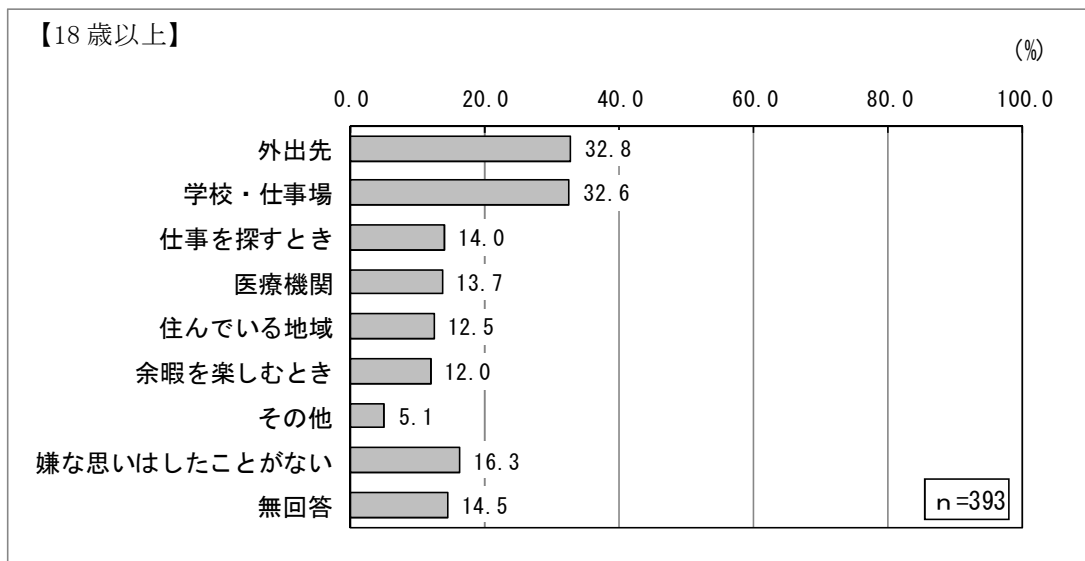
ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を深め、偏見や差別を解消していく施策を推進し、障がいのある人が自分らしく生き生きと暮らしていける地域づくりをめざします。

➤ どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

「保育園・学校」が最も高く 52.9%、次いで「外出先」が 41.2%となっています。



「外出先」が最も高く 32.8%、次いで「学校・仕事場」が 32.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 自立支援協議会で協議・連携しながら普及啓発、理解促進に努めます。

- 障がいに対する正しい知識と理解の啓発に努め、*こころのバリアフリー化を推進します。
- 広報誌やイベントを通じて障がいへの理解の普及啓発に努めます。
- 学校や地域において福祉・人権に関する普及啓発に努めます。
- 差別解消の取り組みについて協議します。

② ボランティア・支えあい活動の促進

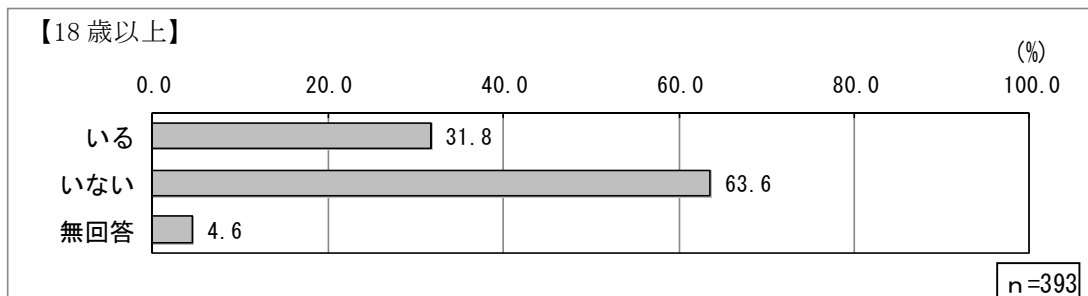
【方向性】

人と人との「支えあい」や「助けあい」にあふれ、住み慣れた地域で安心した地域共生社会の実現が図れる地域の支えあいを推進します。

地域の力で課題を発見し、住民・関係機関が連携して解決できる地域をめざします。

- 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

「いる」が31.8%、「いない」が63.6%となっています。



【施策の展開】

◆ 社会福祉協議会と協働して推進に努めます。

- 社会福祉協議会や地域活動支援センターと連携し、地域の支えあい体制の拡大に向け取り組みに努めます。
- *コミュニティソーシャルワーカーと連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。

*こころのバリアフリーとは

障がい者等の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除きその社会参加に積極的に協力することです。

*コミュニティソーシャルワーカーとは

地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな地域サービスの発掘・開発や公的サービスに関係機関と調整しながらつなぐ等を行う専門的知識を有する人のことを言います。

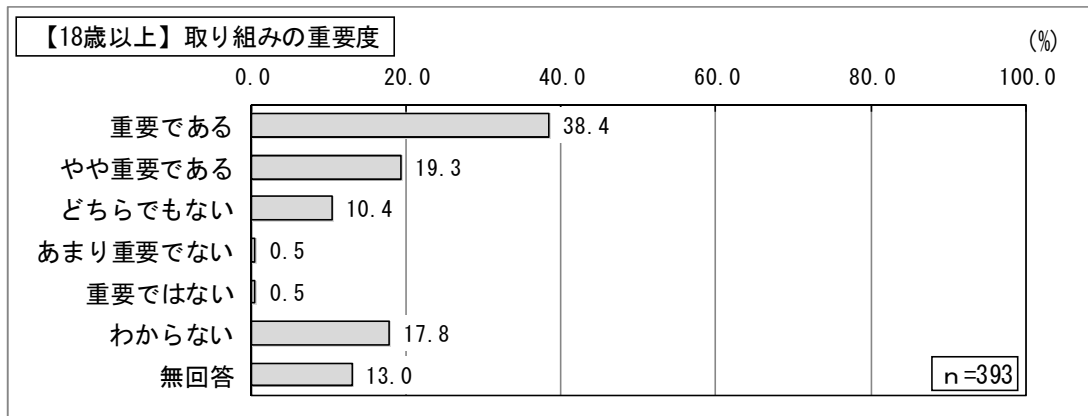
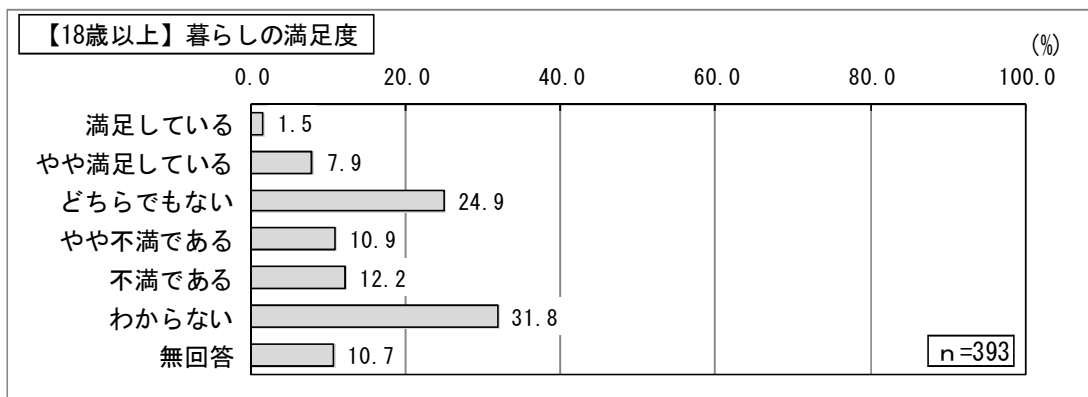
③ 生活環境の整備

【方向性】

障がいのある人が暮らしやすい生活環境にするため、*ユニバーサルデザインの考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、すべての市民にとって安全・安心な生活環境の整備に努めます。

- 市の福祉等に関する暮らしの「満足度」と、市の取り組みとしての「重要度」を各項目についてお聞きします。(〇は1つ)

満足度に「わからない」が多いことから、生活環境の整備についての周知が必要となっています。



*ユニバーサルデザインとは

障がいの有無に関わらず、すべての人が快適に過ごせるように製品や空間等をデザインすること。

【施策の展開】

- ◆ **社会福祉課（障がい福祉係）が、環境整備に関する関係各課、公共施設等の関係機関と情報の共有を図りながら、実態把握に努めます。**
 - 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向け、多目的トイレの設置、トイレの洋式化などすべての人が利用しやすい施設の環境整備に努めます。
 - 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共施設等の安全性と利便性を高めることに努めます。
 - ユニバーサルデザインの考えのもと、道路等の整備状況に関して、関係各課との情報共有と連携に努めます。

④ 防災・防犯体制の整備

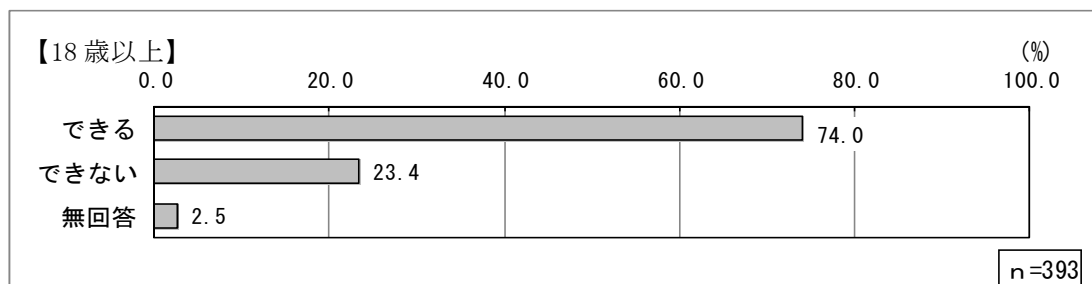
【方向性】

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人等が、安全かつ確実に避難できるよう、「地域防災計画」との連携を図りながら地域における障がいのある人等の避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災・防犯対策に努めます。

また、障がいのある人等のニーズに応じた防災情報の提供や非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

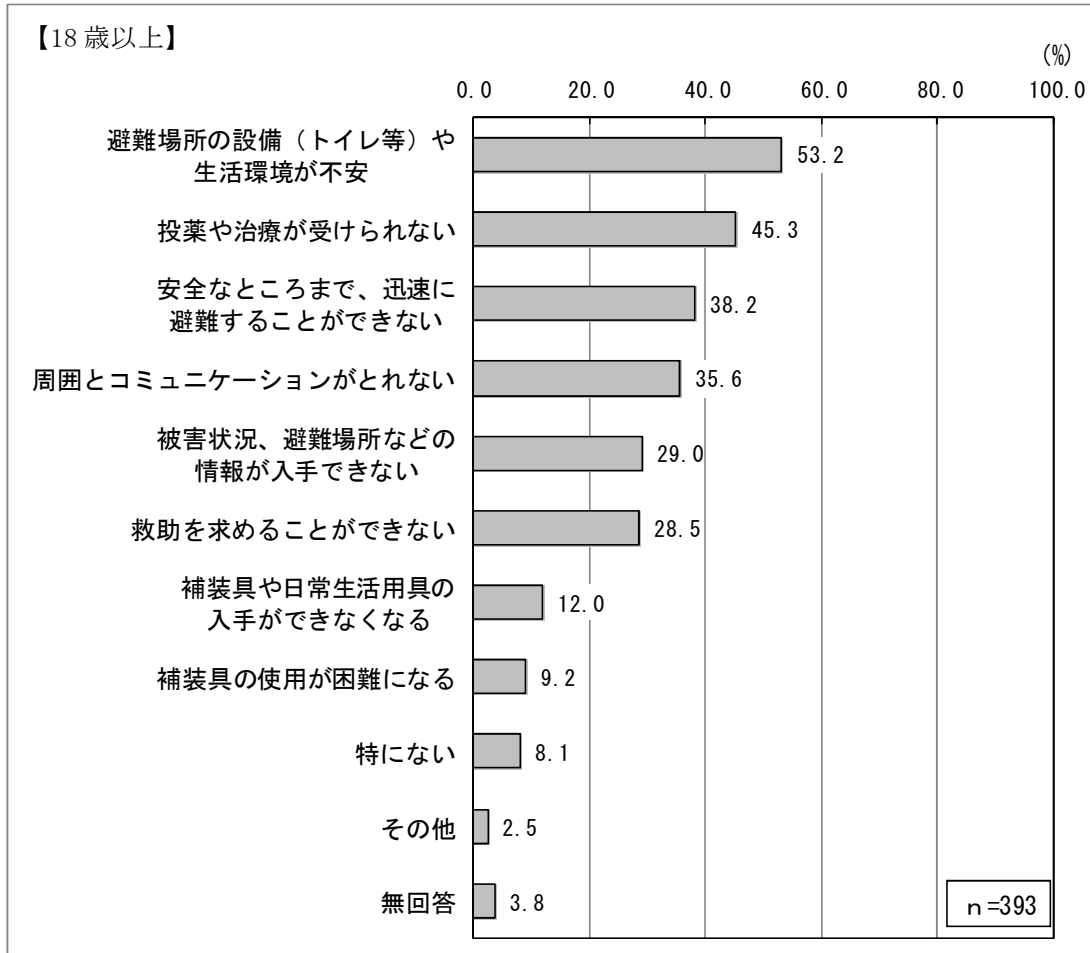
- **あなたは、火事や地震等の災害時に一人でまたは家族で避難できますか。（〇は1つ）**

「できる」が74.0%、「できない」が23.4%となっています。



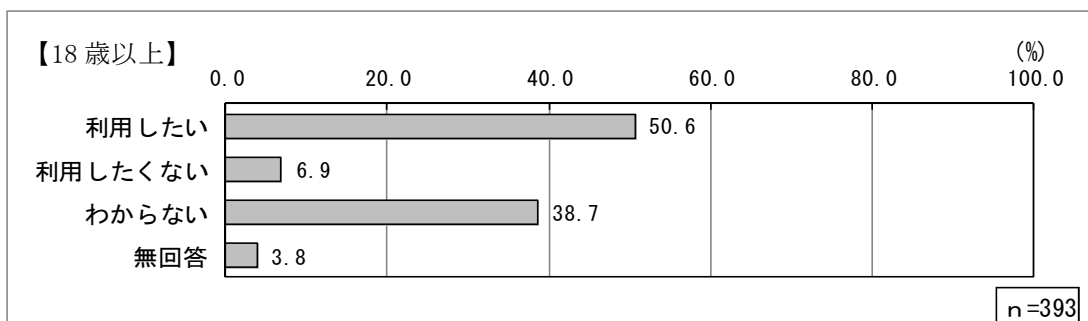
➤ 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も高く 53.2%、次いで「投薬や治療が受けられない」が 45.3%となっています。



➤ 障がいのある方の緊急連絡先、医療情報、手助けしてほしい内容などを記載し、緊急時や災害時、日常の困ったときに周囲に手助けをお願いしたいときに提示する「ヘルプカード」があったら利用したいと思いますか。(〇は1つ)

「利用したい」が 50.6%、「利用したくない」が 6.9%、「わからない」が 38.7%となっています。



【施策の展開】

◆ 自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携を図りながら推進します。

- 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）の登録を推進します。
- 障がいのある人に対する指定避難所での対応や、福祉避難所への移動及び避難所の運営等について検討します。
- 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を推進します。
- 認知症高齢者や障がいのある人などが行方不明となった場合、少しでも早く発見できるよう行方不明者情報を配信する「おかえりつばめ〜ル」の登録の推進に努めます。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のためにファクシミリによる 119 番通報の普及や*緊急 web 版通報システムの登録者拡充に努めます。
- 緊急時や災害時、日常の困ったときに、障がいのある人が自分自身のことを的確に相手に理解してもらうことで、より早く配慮された周りの助けを受けやすくするために、「ヘルプカード」の導入をめざします。

*緊急 web 版通報システムとは
携帯電話などのインターネット上から通報できるシステム「Web（ウェブ）119」のことです。